

受託候補者選定基準及び企画提案資料作成要領

「受託候補者選定基準」

1 選定基準

次の項目について、企画提案書及び見積書を「宿泊施設が周辺生活環境に与える影響の調査業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において項目別に評価し、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。

(1) 会社概要・実績

同種・類似業務の実績は十分か。

(2) 実施方針

ア 知識・経験を有する人員を、適切に配置する体制か。

イ アンケート回収率向上に向けた効果的な取組が提案されているか。

ウ より多くの宿泊施設及び対象者に対してアンケート調査を実施するための効果的な提案がされているか。

エ 短期間で、受託決定からアンケート調査開始までに要する準備を終えられるか。

オ アンケート調査開始後、迅速に回収、集計を行い、成果物を提出できるか。

カ 従事者間で迅速かつ的確な報告、連絡、相談ができる体制が整っているか。また、本市とも随時、必要に応じて連携を行う体制が整っているか。

(3) 情報の保全

本業務を遂行するうえで、情報の保全が徹底されているか。

(4) 企画提案

本業務の目的及び内容を正しく理解しているか。

(5) 見積金額

税込見積金額の最低価格を満点（5点）とし、「2 評価方法」に示す方式により評価（小数点以下第2位を四捨五入）する。

2 評価方法

(1) 点数配分は「3 提案評価項目表」のとおりとする。

(2) 選定委員会は、「3 提案評価項目表」に特段の定めがある場合を除いて、各項目についてA～Eの評価を行う。

(3) 各項目の配点に以下の評価係数を乗じたものを評価点とする。

評価	評価係数	評価内容
A	1. 0	優秀である。 : 高度な能力を有している。
B	0. 8	満足できる。 : 十分な能力を有している。
C	0. 5	平均的である。
D	0. 3	物足りなさを感じる。 : 能力が乏しい。
E	0. 1	満足できない。 : 業務を委託することに不安がある。

(4) 見積金額については、以下の算出式により、評価点を配分する。

評価点数 = 10点 × (最低価格 / 評価対象価格)

※ 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。

※ 小数点以下第2位は四捨五入する。

(5) 選定委員会で最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。

ただし、評価点の平均が50点以上の者がいない場合は、再度公募を実施する。

3 提案評価項目表

項目	評価内容	配点
会社概要・実績	同種・類似業務の実績は十分にあるか。	10
実施方針	本委託業務を効率的に実施するために、知識・経験を有する人員を、適切に配置する見込みが具体的に提案されているか。	10
	アンケート回収率向上の効果的取組が提案されているか。	10
	多くの調査が可能となるように本市が指定可能な宿泊施設の数について具体的に企画提案書に明記されているか。 【計算方法】 ・10点×(提案者における指定可能宿泊施設数－190)÷(最多指定可能宿泊施設数－190) ※小数点以下第2位は四捨五入する。	10
	受託決定からアンケート調査開始までに要する準備期間を短縮するよう取り組み、当該準備期間を企画提案書に明記できているか。 【計算方法】 ・10点×(最短準備期間(日数)÷提案者準備期間(日数)) ※小数点以下第2位は四捨五入する。	10
	アンケート調査開始から、成果物提出までの期間を短縮するよう取り組み、当該期間を企画提案書に明記できているか。 【計算方法】 ・10点×(最短成果物提出期間(日数)÷提案者成果物提出(日数)) ※小数点以下第2位は四捨五入する。	10
	従事者間で迅速かつ的確な報告、連絡、相談ができる体制が整っているか。また、本市とも随時、必要に応じて連携を行う体制が整っているか。	5
情報の保全	本業務を遂行するうえで、情報の保全が徹底されているか。	10
企画提案	本業務の目的及び内容を正しく理解しているか。	5
市内中小企業	京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定される市内中小企業であるか。	10
見積金額	【計算方法】 ・10点×(最低価格/評価対象価格) ※小数点以下第2位は四捨五入する。	10
合計		100

「企画提案資料作成要領」

1 企画提案資料

宿泊施設が周辺生活環境に与える影響の調査業務に係るプロポーザルの企画提案資料として、次の資料を提出すること。

- (1) 企画提案書
- (2) 見積書

2 企画提案書

- (1) 様式

A 4 版縦長横書きとする（様式は任意）。

- (2) 留意事項

ア 評価者がもれなく正確に評価できるよう、上記 3 「提案評価項目表」の企画提案の評価内容に沿って作成すること。

イ 提案者は、「宿泊施設が周辺生活環境に与える影響の調査業務仕様書」に基づき提案すること。

ウ 提案内容は、専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

エ その他

(ア) 提案書には社名を入れないこと。

(イ) 提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。

(ウ) 採択された提案は、本市との協議により修正又は変更を行う場合がある。

(エ) 提出書類について、公文書公開請求があった場合は、公開することがある。

(オ) 応募に要する費用は参加者の負担とする。

3 見積書

- (1) 様式は任意とする。

- (2) 見積書には、所在地、商号又は名称及び代表者名を記載すること。